



鳥取県公報

平成 28 年 3 月 15 日 (火)
第 8 7 8 2 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更の届出 (164) (地域振興課) 2
	知事指定薬物の指定 (165) (医療指導課) 2
	農業委員会ネットワーク機構の指定 (166) (経営支援課) 3
	種畜証明書の交付 (167) (畜産課) 4
	漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みに係る同意についての適否の決定 (168) (水産課) 4
	土地改良区の役員の退任 (169) (東部農林事務所) 4
	採石法による採取計画の認可の公表 (170) (八頭県土整備事務所) 5
	土地改良区の役員の就退任 (171) (中部総合事務所農林局) 5
	指定居宅介護支援事業の廃止の届出 (172) (西部総合事務所福祉保健局) 6
	開発行為に関する工事の完了 (173) (西部総合事務所生活環境局) 6
◇ 公 告	大規模店舗の設置の届出 (住まいまちづくり課) 6
	都市計画の変更案の縦覧 (技術企画課) 7
	森林法による開発行為の許可 (中部総合事務所農林局) 7
	放置車両確認機関の委託 (警察本部交通指導課) 8
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (教育委員会事務局教育環境課) 8
	落札者の決定 (〃) 11

告 示

鳥取県告示第164号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第3項の規定に基づき、鳥取中部ふるさと広域連合の規約の変更の届出を平成28年3月4日受理したので、同条第5項の規定により告示する。

平成28年3月15日

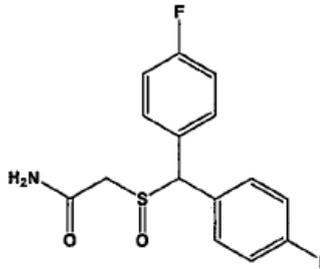
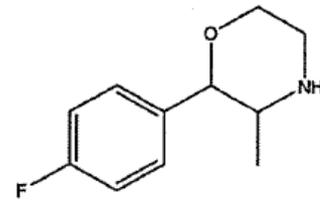
鳥取県知事 平 井 伸 治

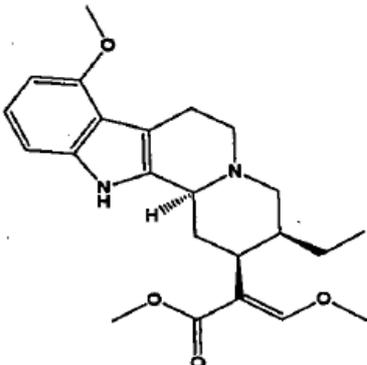
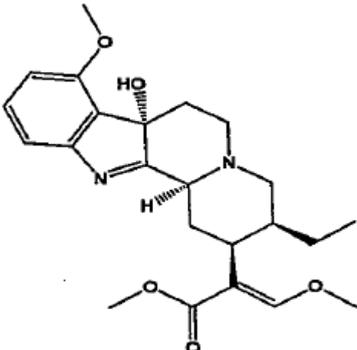
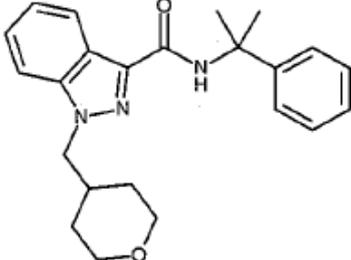
鳥取県告示第165号

鳥取県薬物の濫用の防止に関する条例（平成25年鳥取県条例第6号）第9条第1項の規定に基づき、知事指定薬物を次のとおり指定したので、同条第3項の規定により告示する。

平成28年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	通称名	化学名等及び構造式
27-知(1)-31	B i s f l u o r o m o d a f i n i l	2-〔ビス(4-フルオロフェニル)メチル]スルフィニル アセトアミド及びその塩類 
27-知(1)-32	4-F P M	2-(4-フルオロフェニル)-3-メチルモルフォリン及 びその塩類 
27-知(1)-33	K r a t o m	M i t r a g y n a s p e c i o s a 及びその近縁植物 (ただし、M i t r a g y n i n e 又は 7 a - H y d r o x y - 7 H - m i t r a g y n i n e 及びその塩類を含有する ものに限る。)

27-知(1)-34	M i t r a g y n i n e	<p>(E)-メチル=2-[(2S, 3S, 12bS)-3-エチル-8-メトキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 12, 12b-オクタヒドロインドロ[2, 3-a]キノリジン-2-イル]-3-メトキシアクリラート及びその塩類</p> 
27-知(1)-35	7 a - H y d r o x y - 7 H - m i t r a g y n i n e	<p>(E)-メチル=2-[(2S, 3S, 7aS, 12bS)-3-エチル-7a-ヒドロキシ-8-メトキシ-1, 2, 3, 4, 6, 7, 7a, 12b-オクタヒドロインドロ[2, 3-a]キノリジン-2-イル]-3-メトキシアクリラート及びその塩類</p> 
27-知(1)-36	C U M Y L - T H P I N A C A	<p>N-(2-フェニルプロパン-2-イル)-1-[(テトラヒドロ-2H-ピラン-4-イル)メチル]-1H-インダゾール-3-カルボキサミド及びその塩類</p> 

鳥取県告示第166号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定に基づき、平成28年3月3日付けで農業委員会ネットワーク機構を指定したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 農業委員会ネットワーク機構の名称及び住所
鳥取県農業会議
鳥取市東町一丁目271

2 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目271

鳥取県告示第167号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の種畜証明書を次のとおり交付したので、同法第8条第2項の規定により告示する。

平成28年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

種畜証明書番号	名前	種類及び品種	生年月日	産地	血統		等級	飼養者の所在地及び名称
					父	母		
平27 鳥取県臨 第1号	美国白清	牛 黒毛和種	平成26年 11月29日	鳥取県 東伯郡 琴浦町	美国桜	きよひらしげ	1級	東伯郡琴浦町 鳥取県畜産試験場
平27 鳥取県臨 第2号	勝安	〃	平成27年 1月6日	鳥取県 西伯郡 大山町	勝安波	もとはな2	〃	〃

鳥取県告示第168号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき発起人から届出のあった次の加入区及び漁業の区分に係る共済契約の締結の申込みに係る同意については、審査した結果同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めたので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成28年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

加入区	漁業の区分
田後加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち次に掲げる漁業以外の漁業 1 沖合底びき網漁業 2 中型いか釣り漁業及び小型いか釣り漁業
鳥取網代加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち次に掲げる漁業以外の漁業 1 沖合底びき網漁業 2 小型いか釣り漁業及び小型定置漁業
鳥取福部加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業
鳥取賀露加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち次に掲げる漁業以外の漁業 1 沖合底びき網漁業
鳥取御来屋加入区	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

鳥取県告示第169号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり岩美土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年3月15日

鳥取県東部農林事務所長事務取扱鳥取県東部農林事務所副所長 加 藤 裕 利

退任した役員の氏名及び住所

理 事 米 山 登 岩美郡岩美町大字外邑281

平成28年3月1日退任

鳥取県告示第170号

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第13条の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月15日

鳥取県八頭県土整備事務所長 山 本 秀 樹

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
森本清建設有限公司 代表取締役 森本 清	鳥 取 市 秋 里 959-10	八頭郡八頭町福地字 今熊692外9筆 (70,825平方メートル)	風化花崗岩 ^こ 7,028立方メートル	平成28年3月2日から 平成31年3月1日まで	平成28年3月2日

鳥取県告示第171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり久米ヶ原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成28年3月15日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事 小 谷 俊 一 倉吉市下米積411
 " 長 田 雅 文 倉吉市国府683-1
 " 田 中 義 博 倉吉市国府989-44
 " 太 田 里 美 倉吉市服部440
 " 長谷川 満 輝 倉吉市横田706
 " 長 田 浩 二 倉吉市横田701
 " 大 口 豊 東伯郡北栄町東高尾467
 " 岸 本 達 倉吉市国分寺236
 " 田 中 一 重 倉吉市上米積338-10
 " 田 村 順 一 倉吉市服部833-2
 " 福 井 康 夫 倉吉市下福田353
 " 筏 津 博 文 倉吉市別所118-1
 " 前 田 賢 倉吉市大谷544
 " 澁 谷 史 郎 倉吉市下福田706-108
 " 大 羽 諄 一 倉吉市福光627
 " 清 水 義 徳 倉吉市服部979-32
 監 事 徳 田 博 明 倉吉市福光574
 " 米 田 穰太郎 倉吉市下米積560
 " 長 田 重 博 倉吉市国府459

平成28年2月16日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 小 谷 俊 一 倉吉市下米積411
 " 長 田 雅 文 倉吉市国府683-1
 " 田 中 義 博 倉吉市国府989-44
 " 太 田 里 美 倉吉市服部440

”	小 谷 彰 仁	倉吉市国分寺263
”	長谷川 満 輝	倉吉市横田706
”	長 田 浩 二	倉吉市横田701
”	村 岡 秀 一	東伯郡北栄町東高尾447
”	田 中 一 重	倉吉市上米積338-10
”	田 村 順 一	倉吉市服部833-2
”	福 井 康 夫	倉吉市下福田353
”	筏 津 博 文	倉吉市別所118-1
”	前 田 賢	倉吉市大谷544
”	澁 谷 史 郎	倉吉市下福田706-108
”	大 羽 諄 一	倉吉市福光627
”	清 水 義 徳	倉吉市服部979-32
監 事	徳 田 博 明	倉吉市福光574
”	坂 本 秀 隆	倉吉下米積329
”	長 田 重 博	倉吉市国府459

平成28年2月17日就任 任期4年

鳥取県告示第172号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者から当該指定居宅支援の事業を廃止する旨の届出があったので、同法第85条の規定により、次のとおり告示する。

平成28年3月15日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

事業者の名称	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	届出年月日	廃止年月日
株式会社クラム	クラム居宅介護支援事業所	境港市米川町286	平成28年2月22日	平成28年2月15日

鳥取県告示第173号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

平成28年3月15日

鳥取県西部総合事務所長 山 根 淳 史

- 1 開発許可の年月日及び番号
平成27年12月3日 鳥取県指令第201500129111号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
境港市渡町字御崎田956-1
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
米子市観音寺新町二丁目11-12
松本 齊 松本 知美

公 告

鳥取県大規模店舗立地誘導条例（平成21年鳥取県条例第5号）第8条第1項の規定に基づき、大規模店舗の設置について届出があったので、同条第5項の規定により公告する。

当該設置届に係る届出書及びこれに添付された書類は、平成28年3月15日から平成28年5月16日まで公衆の縦

覧に供する。

なお、当該届出施設の設置については、同条例第10条第2項の規定に基づき平成28年5月16日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 届出者の名称及び所在地並びに代表者の氏名
大和情報サービス株式会社 代表取締役 藤田 勝幸
東京都台東区上野七丁目14-4
- 2 大規模店舗の名称
(仮称)ダイレックス伯耆店
- 3 大規模店舗の敷地の所在地
西伯郡伯耆町大殿字北龍光田950 外
- 4 大規模店舗の用途
物販店舗
- 5 大規模店舗の総床面積
2,304平方メートル
- 6 大規模店舗の設置に係る工事に着手する予定の日
平成28年6月15日
- 7 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課(鳥取市東町一丁目220)
鳥取県西部総合事務所地域振興局西部振興課(米子市糺町一丁目160)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を変更しようとするので、同条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、公告の日から縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成28年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 都市計画の種類及び名称
羽合都市計画道路1・3・1号羽合泊線
- 2 都市計画を変更する土地の区域
湯梨浜町大字南谷、大字宇野、大字宇谷、大字原及び大字園
- 3 縦覧場所及び意見書の提出場所
鳥取県県土整備部技術企画課(鳥取市東町一丁目220)及び湯梨浜町建設水道課(湯梨浜町大字久留19-1)
- 4 縦覧期間及び意見書の提出期間
平成28年3月15日から同月29日まで

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の許可をしたので、鳥取県林地開発条例(平成17年鳥取県条例第96号)第16条の規定により次のとおり公表する。

平成28年3月15日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の 住所又は 主たる事 務所の所	開 発 行 為 を 行 う 土 地 の 所 在	開 発 行 為 の 目 的	土地の面積			開 発 行 為 の 工 期	開 発 行 為 の 許 可 年 月 日
				開 発 事 業 区 域 の 土 地 の 面 積	開 発 行 為 を し よ う と す る 森	開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地		

	在地	地			林の土地 の面積	の面積		
有限会社呉島 組 代表取締役 呉島 声仁	倉吉市下 余戸 149 - 2	倉吉市 栗尾地 内	真砂土 の採取	6.3656ヘ クタール	6.3051ヘ クタール	3.5849ヘ クタール	平成28年 4月1日 から平成 33年2月 28日まで	平成28年 3月1日

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第1項の規定に基づき、放置車両の確認等に関する事務（以下「確認事務」という。）を次の放置車両確認機関に委託したので、同法第51条の12第1項の規定により公告する。

平成28年3月15日

鳥取警察署長 森 山 慎 一

- 1 放置車両確認機関の名称
富士総合警備保障株式会社
- 2 主たる事務所の所在地
鳥取市商栄町405-1
- 3 確認事務を行う区域
鳥取警察署の管轄区域
- 4 確認事務を行う期間
平成28年4月1日から平成30年3月31日まで

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 業務の名称及び数量
鳥取県県立学校におけるイーサネットサービスの利用 一式
 - (2) 業務の仕様
入札説明書による。
 - (3) 業務の期間
 - ア 設置業務 契約締結日から平成28年9月30日まで
 - イ サービス期間 平成28年10月1日から平成34年9月30日まで
 - (4) 契約金額
入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額（以下「入札価格」という。）に100分の108を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を契約金額とする。
- 2 入札参加資格
本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有す

る者で、その業種区分が情報処理サービスの電気通信サービスであること。

なお、本件調達の商品日現在において競争入札参加資格の審査を求める申請書類を提出していない又は当該業種区分の競争入札参加資格を申請していない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成28年4月5日（火）正午までに4の（3）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の（3）の場所に必ず連絡すること。

- （3）平成28年3月15日から同年5月11日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。
- （4）平成28年3月15日から同年5月11日（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- （5）鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

（1）入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431又は7432

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.jp

（2）仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

電話 0857-26-7913

電子メール kyouikukankyou@pref.tottori.jp

（3）競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

（4）入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成28年3月15日（火）から同年4月18日（月）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成28年3月15日（火）から同年4月18日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）の午前8時30分から午後6時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（5）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成28年4月25日（月）午前11時から同年5月11日（水）正午（休日等を除く。）までとする。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同年5月10日（火）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成28年5月11日（水）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成28年4月18日（月）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

ア 詳細は入札説明書による。

イ 鳥取県議会平成28年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行いが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be procured : Provide wide-area ethernet service to connect Tottori prefectural schools

(2) April 18, 2016 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) May 11, 2016 noon: Time-limit for submission of tenders

(May 10, 2016 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7913

 一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年3月15日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達件名及び数量	鳥取県立鳥取商業高等学校ワープロ室ほか2室パソコン等賃貸借 一式
2 契約方式	一般競争入札
3 落札日	平成28年2月22日
4 落札者の名称及び所在地	株式会社モリックスジャパン 鳥取市商栄町203-6
5 落札金額	76,950,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
6 入札公告日	平成28年1月12日
7 落札方式	最低価格落札方式
8 契約事務担当部局の名称及び所在地	鳥取県立鳥取商業高等学校 鳥取市湖山町北二丁目401